

次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和3年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1)業務件名及び数量 岩手県環境衛生台帳システム構築等業務 一式

(2)調達件名の仕様等 入札説明書による。

(3)履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4)履行場所 入札説明書による。

(5)入札方法

ア 本件入札は、条件付一般競争入札により行う。

イ (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)令和2年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和元年岩手県告示第451号)に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発及びネットワーク関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3)国又は都道府県若しくは政令指定都市等の地方公共団体において、入札日前5年間に本件調達と同種の環境衛生台帳システム構築等業務を提供した実績を有する者であること。

(4)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5)岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(6)この公告の日から落札決定の日までに間に、岩手県から一般競争入札に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。

(7)この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

(8)(6)又は(7)の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から1月を経過していること。

(9)事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1)契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県環境生活部県民くらしの安全課 電話番号 019-629-5360

（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び1件につき重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。

(2)入札及び開札の日時及び場所

ア 令和3年3月15日(月) 午後1時30分 岩手県庁R階 P1-K会議室

（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、入札日の前日までに(1)の場所に提出すること。）

イ 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行う。

4 その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、本県の平成30・31・32年度情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者の場合は免除する。

イ 入札参加者がアに該当しない場合は、入札執行の当日までに、入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の金額を岩手県庁舎1階出納局会計課に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ウ 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

エ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

(3)入札への参加を希望する者に求められる事項 本件入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和2年3月8日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

(4)入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5)入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6)契約書作成の要否 要

(7)落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)その他

ア 本業務は、繰越を予定しているものであること。繰越後の履行期間は、令和4年2月28日までを予定しており、予定の履行期間への変更は、岩手県議会2月定例会で本業務に係る予算繰越議案が可決された場合に行うものとする。

イ その他、詳細は入札説明書による。